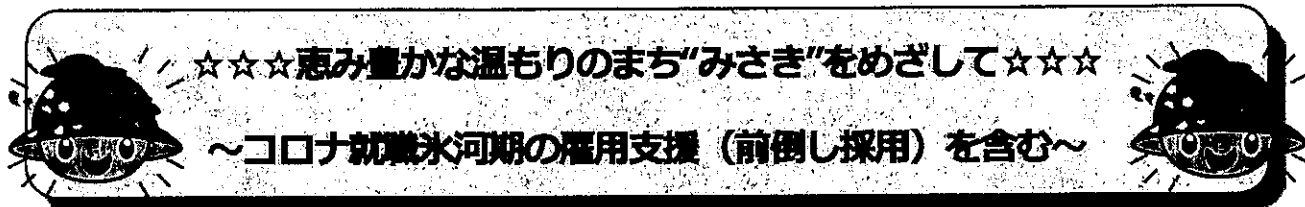


令和3年8月1日

住民各位

岬町長 田代 堯



岬町職員募集のお知らせ

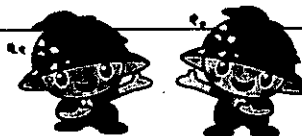
(事務・保育士・建築職)【令和4年4月1日採用予定】

◆申込受付期間 令和3年8月6日(金)～9月3日(金)

◆第1次試験日 令和3年9月19日(日)～9月27日(月)

- 第1次試験はSPI3(総合能力試験)、情報処理技術者加点あり!
- 上記の9日間、全国のテストセンターで予約受験ができます!
- 転職も大歓迎!来年4月から、あなたも岬町職員に!
- あなたのやる気ときらりと光る個性で、地域住民と「協働」・「共創」!
- 岬町職員として地域のために全力で頑張れる方、大募集です!

岬町において、次のとおり職員を募集します。



1 試験職種、採用予定人数及び受験資格

試験職種	採用予定人数	受験資格等	
		①年齢要件	②学歴・免許等
行政職(事務) 「大学卒程度」	あわせて 4名程度	平成3年4月2日から 平成12年4月1日まで に生まれた人	大学卒業程度の学力を有する人
行政職(事務) 「高校卒程度」		平成12年4月2日から 平成16年4月1日まで に生まれた人	高校卒業程度の学力を有する人
保育士	3名程度	昭和47年4月2日以降に 生まれた人	保育士資格及び幼稚園教諭免許の両 方の資格を有する人(令和4年3月 末までに取得見込の人を含む。)
行政職(建築職)	1名程度	昭和47年4月2日以降に 生まれた人	次の(1)、(2)のいずれかに該当する 人。(1)学校教育法による大学、短期 大学、専門学校又は高等専門学校を 卒業し、建築に関する専門課程を修 了した人(令和4年3月末までに修

裏面へ

			了見込みの人を含む。) (2) 建築士 (1級または2級) の資格を有する人
--	--	--	--

※採用予定人数については、退職者の発生状況等により変動があります。なお、募集職種に関し、受験者の成績が合格水準に達しない場合、結果的に採用なしとなる場合があります。

2 試験の方法

- (1) 第1次試験 / (全職種) 総合能力試験 (SPI3) (2) 第2次試験 / (全職種) 面接試験 (保育士はピアノ実技もあり) (3) 第3次試験 / (全職種) 面接試験

3 受験申込から第1次試験まで

(1) 試験日時及び試験内容

試験日時 (第1次試験)	試験内容
令和3年9月19日(日)～9月27日(月) までの期間で受験者が予約選択	総合能力試験 (SPI3)

(2) 受験申込から受験までの流れ

(A) 採用試験申込書の入手	
入手方法	①岬町のホームページ (http://www.town.misaki.osaka.jp/) からダウンロード ②直接入手 (役場1階受付案内及び2階町長公室担当 (人事担当)、岬町健康ふれあいセンター及び淡輪公民館等にて配布予定)

(B) 必要書類の提出及び受験依頼メールの送信 (受験申込書の提出+登録シートの送信!)	
試験を受けるには・・・①必要書類の提出 (人事担当まで郵送または直接持参) ②「受験登録シート」の送信 (人事担当 jinji@town.osaka-misaki.lg.jp) のいずれも申し込み期限までに行う必要があります。※①及び②のどちらか一方が欠けても、受験申し込みが完了したことにはなりませんので、ご注意ください。②に関しては、岬町ホームページからダウンロードしたExcel様式にメールアドレス等を入力後、各自のパソコンから人事担当アドレスにメール送信してください。	

4 受付期間及び場所

令和3年8月6日(金)～令和3年9月3日(金)まで (役場執務時間中/17時30分まで) / 岬町役場2階 まちづくり戦略室 町長公室担当 (人事担当) において受付します。

- (1) 受験申込書の郵送は、令和3年9月3日(金)必着のみ有効で、消印有効ではありません。
(2) 受験登録シートのメール送信も、令和3年9月3日(金)17時30分までです。

5 試験会場等

今回の試験会場は、岬町内の施設ではなく、全国各地にあるテストセンターです。受験申込書の受付、「受験登録シート」のメール受信完了後、記載されたメールアドレスに、SPI3の受験案内と受験に必要なIDが記載されたメールを送信します。その受験依頼メールに従って、受験するテストセンター会場・日時を予約してください (自宅等のパソコン・スマートフォンで予約する前後で性格検査の受験があります)。

- 6 提出書類 申込書類一式は、岬町のホームページからダウンロード又は配布している募集要項で必ずご確認ください。なお、受験者に対する諸注意等をホームページに掲載する場合がありますので、随時、ホームページもご確認ください。【お問い合わせ先/岬町人事担当 電話 072-492-2728 (直通)】

【令和3年11月1日採用予定】保健師1名も継続募集中 (詳しくはホームページで!!)

- ◆申込受付期間 令和3年8月6日(金)～8月31日(火)
- ◆第1次試験日 令和3年9月3日(金)～9月17日(金)
- ◆第2次試験日 令和3年10月9日(土)



災害支援ビブスを配布します

地域の災害救護活動及び地域福祉活動の赤十字事業を推進するため、重度障がい者の災害避難時や避難生活の時に、支援が必要であることを周囲が気づいて支援しやすくなるよう、災害支援ビブスを配布します。

○対象者

町内に居住する以下のいずれかに該当する者

1. 身体障害者手帳1級又は2級の手帳所持者
2. 療育手帳A判定の手帳所持者
3. 精神障害者保健福祉手帳1級の手帳所持者
4. 岬町登録手話通訳者

左記の対象とならない障害者手帳等を所持する方や、支援が必要な方については、避難所にビブスを配備しますのでご活用ください。

○配布内容

対象者1人につき、1着

○配布方法

本事業の交付を受けようとする者は、障がい者災害支援ビブス交付申請書（裏面）に、対象者であることの証明ができるもの（障害者手帳等）を添付し、分区長（岬町長）に提出するものとする。

○申請窓口

岬町役場しあわせ創造部福祉課福祉係窓口（②番窓口）
（日本赤十字社大阪府支部岬町分区）

ビブスとは、服の上から着るメッシュ地のベスト状の衣類で周りから着ている本人を目立たせる役目があります。

○申請期間

令和3年8月1日から（土日祝除く）



災害避難時に着用し避難します



避難所のテントに吊下げ支援が必要であることを知らせます

○問合せ 岬町役場しあわせ創造部福祉課福祉係 Tel 492-2700
Fax 492-5814

(別紙1)

年 月 日

障がい者災害支援ビブス交付申請書

日本赤十字社
大阪府支部岬町分区長 あて

申請者 住 所

氏 名

電話・FAX

障がい者災害支援ビブスについて、下記のとおり申請します。

記

申請者 (利用者)	氏名	(ふりがな)
	生年月日	年 月 日
	住所	
	連絡先	(TEL・FAX)
	申請要件 該当する番号 を○で囲んで ください。	1 身体障害者手帳1級又は2級の手帳所持者 2 療育手帳A判定の手帳所持者 3 精神障害者保健福祉手帳1級の手帳所持者 4 岬町登録手話通訳者 5 その他 ()

住民の皆様へ

岬町長 田代 堯

町立みさき公園におけるドッグラン併設について(お知らせ)

町立みさき公園については、令和3年7月1日から新たなみさき公園の管理運営を行う民間事業者を公募する「(仮称)新たなみさき公園整備運営等事業」に係る事業者選定手続きが終了するまでの間、本町による先行開園を行っています。

みさき公園については、これまでもドッグランの併設について要望があり、整備を検討していたところ、地域貢献事業として町内業者より令和3年7月19日付でドッグランの施設を整備のうえ、町に寄附をいただきました。

つきましては、令和3年7月22日から当該施設の供用開始し、下記のとおり利用いただけるようになりましたので、お知らせします。

記

1 供用開始日

令和3年7月22日(木)から

2 利用時間及び定休日について

(1) 利用時間

午前9時半から午後5時まで。

(ただし、11月から翌年3月までは午後4時まで)

(2) 定休日

毎週水曜日。

(ただし、水曜日が休日に該当する場合はその翌日とする。)

3 犬種による区分けについて

(1) 中・大型犬エリア: 10kg以上の犬を対象とする。

(2) 小型犬エリア: 10kg未満の犬を対象とする。

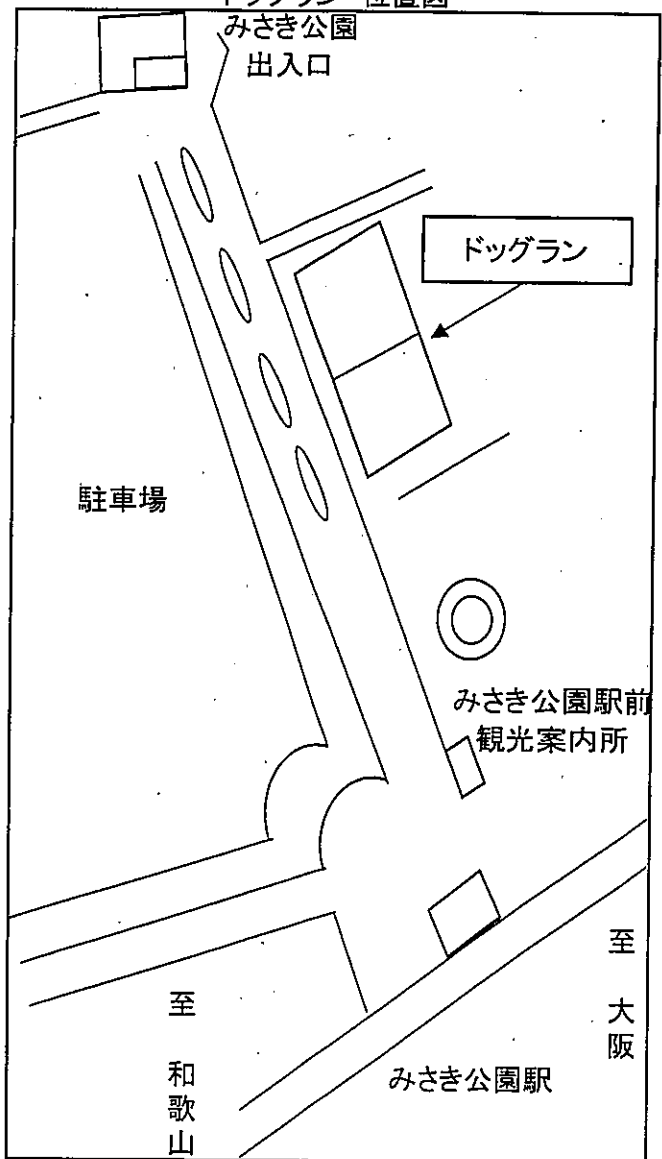
※中・大型犬は小型犬エリア内には入れません。

4 ドッグランの安全利用について

○ 岬町立みさき公園条例では公園施設の損傷や汚損など禁止事項を定めております。ドッグランのご利用の際には、利用者の方同士で譲り合い、規約を守ってご利用ください。

○ 詳しくはドッグラン内に掲示する利用に関する規約をご覧ください。

ドッグラン 位置図



(お問合せ)

担当 岬町都市整備部産業観光促進課

電話 072-492-2730

ドッグランを利用される皆様へのお願い

利用にあたっては次の規約をお守りください。

- (1) 本施設の利用時間は午前9時半から午後5時までです。(午後5時に施錠します。)
- (2) 定休日は毎週水曜日です。(水曜日が休日に該当する場合は翌日とします。)
- (3) ドッグランの利用の際は、必ず飼い主が同伴し、犬から目を離さないでください。
- (4) 中型犬・大型犬は、小型犬専用フィールド内には入れません。
- (5) 他の人や犬に危害や迷惑を与えるおそれのある犬は利用できません。
お互いに譲り合い、ご利用ください。
- (6) 飼い主の命令がきける犬以外はリードを外さないでください。
- (7) 飼い主1人につき、同時に2頭以上のリードをはなさないでください。
- (8) 火気を使用(バーベキュー、花火及びたき火等)しないでください。
- (9) ドッグラン内には、犬以外のペットを入れないでください。
- (10) 発情期の犬や病気の犬はドッグラン内に入れないでください。
- (11) 犬のフンやゴミは各利用者において責任をもってすべてお持ち帰りください。
- (12) ドッグランへは、人および犬の食べ物等の持ち込みは禁止とさせていただきます。
- (13) 利用は一年以内に狂犬病のワクチン接種済みの犬に限らせて頂きます。
- (14) ドッグラン内での犬同士のトラブルや怪我等につきましては、本町は一切責任を負いません。
- (15) お子様と犬とのトラブルや怪我等につきましても、本町は一切責任を負いません。
- (16) その他の事項につきましては、みさき公園内にいる係員の指示にお従いください。
なお、指示に従って頂けない場合は退園をお願いする場合があります。

みさき公園管理者 岬町長 (担当 岬町都市整備部産業観光促進課)

住所 岬町深日2000番地の1 電話 072-492-2730